

憲法改正の発議要件を緩和する96条先行改正を断念した安倍政権が、今度は憲法解釈を見直す手段に出してきた。集団的自衛権行使の容認へ解釈を変えるのは憲法改正に等しい。

安倍首相の私的諮問機関は集団的自衛権行使容認を提言するにあたり、「国民の生命や自由などを守る時に限定する」とした。何が限定かは、時の政府が判断することになる。例えば中東で戦争が起きた場合「石油の輸入が止まると国民の生存が脅かされる」などと理屈が付けば、行使できるようになってしまう。

日本は憲法9条に基づき集団的

集団的自衛権は当然の権利だ。今回、安倍首相が示した方向性は間違っていない。首相は「積極的平和主義」を掲げ、国際政治への関わり方を変えようとしている。他国と同様に集団的自衛権を行使できる「普通の国」にしたいということだ。

安全保障を取り巻く環境は変わった。中国の海洋勢力が一定の力を持ち始めているように見える。

これまでのような議論の棚上げは、許されなくなった。

一方で、憲法解釈の変更では、日本が第2次世界大戦後、侵略的対応をやめるとして国際社会に復帰

国民軽視 専制国家の道

岡野 八代氏

同志社大教授 (政治思想史)



自衛権も行使しなかったから約70年間、国の命令で人を殺すことはしなかった。丸腰で武力行使しないからこそ国際社会から信頼を得てきた。米国の要請もある中で集団的自衛権行使への道を開けば「海外派兵しない」としてきた歴史を破壊し、米国を憎悪する国の標的ともなる。

その重大な憲法解釈の変更を、会見と与党間調整だけで閣議決定しようとしている。国会と、国会に代表を送り込んでいる国民の軽視だ。民主主義国家から行政国家へ、私の理解では専制国家になることを意味する。

(聞き手・小川卓宏)

安倍晋三首相が15日に示した集団的自衛権行使容認に向けた憲法解釈の変更方針は、どのような意味を持つのか。賛否それぞれの立場から識者2人に聞いた。

「普通の国」当然の権利

佐藤 満氏

立命館大教授 (政治過程論)



p.12 5/16/2014

「現在では危機的状況なので、まず解釈で運用できるようにしたい」と訴え、理解を求めるのが筋だ。

自民党が議席で圧倒的に優位な立場にあるため、首相は自信を持ちすぎているのではないか。軍事安全保障政策は戦争をしないためだという点も含めて、丁寧な説明が必要だ。公明党を説得し、いざとなれば、自らの正当性を国民に示して公明との関係を切るくらいの覚悟で取り組むべきだ。

(聞き手・寺内爾)